

平成24年度
宮古市経営方針

平成24年2月20日

平成24年度宮古市経営方針

平成24年3月市議会定例会が開催されるにあたり、宮古市経営方針について、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの尊い命や貴重な財産を奪いました。本市では、死者・行方不明者が500人を超え、全壊、半壊を合わせた住家等の損壊が4,675棟となるなど甚大な被害を受けたほか、壊滅的な被害を被った水産業をはじめ、商工観光業や農林業などの各産業への影響は深刻であり、地域経済はこれまでにないほどの大きな打撃を受けました。

このように私たちは、かつて経験したことのない大災害に見舞われましたが、これまで幾度となく津波災害から立ち上がってきた先人たちに学び、この災害に屈することなく、市民の総力を結集して、復興に向かって力強く歩んでいかなければなりません。

そして、再び津波により命が失われることがないまちづくりを進め、活気あふれる宮古を一日でも早く取り戻さなければなりません。

被災後、これまで、国や各国政府並びに多くの自治体、団体及びボランティアの方々から多大なご支援やご協力、そして復興に向けての勇気をいただきました。改めて感謝申し上げます。また、私たちは、互いに支え合うことの大切さ、家族や仲間との絆の大切さを実感したところであります。

私は、市民との対話を重視し「公正・公平・公開」を信条に掲げ、これまで議員各位や市民、各種団体等の皆様と意見を交換し、共に考え、課題解決に向け取り組んでまいりました。今後とも復興に向け、知恵を出し合い、汗を流し、市民一人ひとりが心の豊かさを実感でき、自らの個性と能力を発揮できるまちづくりを進めてまいります。

平成24年度は震災復興の本格的なスタートの年となります。震災からの復興を最重要課題とし、「宮古市東日本大震災復興計画」を推進するとともに、「宮古市総合計画」の将来像に掲げる『「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち』の実現を目指してまいります。

2 基本姿勢

本年は復興元年として、震災からの復興に向けた取り組みを進めることが本市の緊急かつ最大の課題であります。宮古市震災復興基本方針において、「市民生活の安定と再建」「安全で快適な生活環境の実現」を復興に向けた基本的な考え方として位置づけました。この考え方に基づき、特に重点的に取り組むべき方向として、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の3つを復興の柱に据え、生活の再建や産業の復旧に不可欠な、住宅、インフラ、生産基盤などの再建を中心に組み込んでまいります。

これら復興に向けた取り組みを着実に推進するためには、まず市民生活や産業活動の基盤となり、さらには、津波などの災害発生時に市民が命を失うことなく、被害を最小限にとどめることのできる「都市基盤づくり」を進めることが必要であります。

全ての津波を防潮堤のみで防御することは困難であり、安全な場所への移転や地盤の面的嵩上げ、避難道路の整備などのほか、円滑な避難方法の確保や防災教育の推進など、ハード・ソフト両面の防災手法の組み合わせにより、被害を最小化する「減災」の考え方に基づく、多重防災型のまちづくりを進めてまいります。

また、安心して暮らすことのできる住環境の確保と産業振興施設や文教施設、保健・医療・社会福祉施設など、市民の安全で快適な生活を支える公共施設の早期復旧・整備を図るとともに、全市的な視点による公共施設の再配置と併せ、災害に強い拠点施設としての市庁舎のあり方についても検討を進めてまいります。

震災により被害を受けた沿岸部は、市勢の発展を支えてきた中心市街地のほか、基幹産業である水産業や観光業の関連施設、港湾物流を支える藤原埠頭が立地しております。

私は、これまで復興の狼煙として、水産業の復興を第一に挙げてまいりました。漁業と流通・加工業の再興が復興の第一歩となり、被災した事業者の事業再建を支援することで、商業、サービス業、観光業などの産業にも、復興の効果が波及し、雇用が確保されるものと考えております。

このため、本市にとって被災地域の復興は、市勢の発展に大きく寄与するものであり、震災による社会経済的な影響は内陸部にも及んでいることから、全市一体となった復興に取り組んでまいります。

また、宮古市構造改革大綱を基本に行財政改革を進め、質の高い公的サービスを提供し続けるための基盤づくりとともに、「自然と共に生きるまちづくり」「健やかで心豊かなひとを育むまちづくり」「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」を基本的な方向に掲げ、市民が暮らしに幸せを感じ、元気に

活動するまちづくりに邁進してまいります。

予算編成にあたりましては、喫緊の課題である東日本大震災からの復旧・復興に取り組むため、通常分の予算につきましては、これまでの財政健全化の努力を継続するとともに、緊急度やマニフェストに掲げた施策を踏まえ、予算の重点的かつ効率的な配分を行い、また、震災対応分につきましては、関係機関と協議のうえ、今後の補正予算で対応することといたしました。

この結果、新年度の一般会計当初予算の総額は、前年度比66%増となる502億1,600万円の計上となっております。このうち、通常分が前年度比9.2%減となる274億7,868万8千円、震災対応分が227億3,731万2千円の計上となっております。

また、国民健康保険事業勘定特別会計81億9,479万4千円、介護保険事業特別会計54億529万4千円の計上などにより、特別会計当初予算の総額は、前年度比で2.9%増となる151億6,535万8千円となり、水道及び下水道事業に係る公営企業会計当初予算の総額は、同2.4%減の45億9,598万3千円で、すべての会計を合わせた予算の総額は、同40.8%増の699億7,734万1千円となるものであります。

3 平成24年度の主要施策の概要

新年度における施策の推進についてですが、復興計画に掲げる3つの柱の取り組みの方向と、総合計画の7つの基本施策に沿って、主な施策の内容について申し上げます。

1) 復興計画

(「すまいと暮らしの再建」に向けた取り組み)

まず、復興計画における「すまいと暮らしの再建」の取り組みの方向であります。

震災で多くの住家等が損壊し、長く住み慣れた家を失った市民も多く、応急仮設住宅等での暮らしを余儀なくされております。昨年実施したアンケートでは、ほぼ全ての世帯が市内での暮らしを望んでおります。

このため、高齢化社会の進展も踏まえ、生活の諸機能がコンパクトに集積し、快適に暮らすことのできるまちづくりに留意しつつ、安心して暮らすことのできる住まいを確保いたします。

被災者の暮らしの復興と安定を図るために、関係機関と連携を取りながら被災者の現状把握に努め、情報の一元的な管理を進めるとともに、各種支援制度の情報発信や生活相談を行ってまいります。

また、応急仮設住宅等に入居し、支援を必要とする市民をサポートするとと

もに、悪化した雇用情勢を回復するため、被災企業・事業者の早期の復旧・再建を促し、緊急雇用創出事業等を活用し、雇用の確保を図ってまいります。

保健・医療・福祉施設は早期に復旧し、地域におけるサービス提供体制の回復に取り組みます。当面、被災した保育所、保健センター、診療所は仮設施設での運営とし、本格的な復旧については、地区復興まちづくり計画や公共施設の再配置計画等との整合を図りつつ整備してまいります。

加えて、失われた教育環境を取り戻し、児童生徒が学校生活を通じて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育んで成長できる学校教育環境の確保・充実を図ります。また、健康状態にも配慮し、「子どものこころのケア学校支援チーム」による心のケアの充実を図ってまいります。

また、寄附金を原資とする東日本大震災教育支援基金をもとに、震災で親を亡くされた児童生徒の健やかな成長を支援してまいります。

生涯学習施設は、現地再建、移転新築など今後のあり方について検討を進めるとともに、市民文化会館の早期復旧を図ってまいります。

（「産業・経済復興」に向けた取組み）

次に、「産業・経済復興」の取組みの方向であります。

市の基幹産業である水産業をはじめ商工観光業など、各産業活動の場として重要な役割を担っていた沿岸部が大きな被害を受け、本市の産業・経済活動に大きな影響が出ており、雇用の場の喪失による人口流出の増加が懸念されます。

このため、水産業、商工観光業をはじめ、農林業など各産業の再建に向けた取組みを支援しながら、産業振興を図るうえで重要な位置を占める港湾の復旧整備を図ります。

「つくり育てる漁業」は水産業の中核であり、養殖施設や種苗生産施設など関連施設の復旧を支援してまいります。漁港は被害が大規模なため短期間での全面復旧が困難な状況であり、漁場の復旧とのバランスを取りながらその復旧を進めてまいります。

また、復興の中心となる魚市場の機能を強化するため魚市場拡張に向けた基本設計に取り組むとともに、流通加工部門の一体的な早期復旧を支援してまいります。

農林業は、被災した農地や森林の再生及び林道の早期復旧に取り組むとともに、生産施設の復旧・整備を支援してまいります。

商業・サービス業は、中心市街地をはじめ被災地の事業者が早期に事業再開できるよう、融資制度による資金繰りを支援するとともに、魅力ある店舗づくりや賑わい創出のための施策を支援してまいります。

工業は、事業再開に向けた現行補助制度の活用による支援のほか、県の補助

制度との連携を図りながら新たな支援制度の創設を検討いたします。また、本市の産業振興を牽引する「モノづくり」を支える地場企業の育成と企業誘致を推進いたします。

観光の中心地である浄土ヶ浜は、環境省による直轄整備が実施されることから、その整備に連携して取り組むとともに、浄土ヶ浜レストハウスや宮古地区広域総合交流促進施設の復旧整備を実施し、誘客の拠点施設としての機能回復を図ります。

港湾は、被災施設の早期復旧に取り組み、海上物流拠点及び観光・交流拠点としての港湾機能の回復と、災害に強い港湾の整備促進を図ってまいります。

（「安全な地域づくり」に向けた取り組み）

次に、「安全な地域づくり」の取り組みの方向であります。

二度と同じ大災害を繰り返さないため、津波による被害を最小限にとどめるまちづくりの推進や、災害に強い交通ネットワークの形成、再生可能エネルギーの確保、災害に備えた地域防災力の向上、防災・危機管理体制の強化・再構築など、安全な地域づくりの実現に取り組んでまいります。

災害に強いまちづくりを推進するため、地区復興まちづくり計画により、効率的かつ計画的な土地利用を進めるとともに、防潮堤など海岸保全施設の復旧・整備を促進し、津波による被害を最小限にとどめる「減災」のまちづくりを進めてまいります。

また、生活環境に支障を生じさせている災害廃棄物は、再生利用を考慮しつつ適正に処理してまいります。

震災以降、国や県が被災地への復興道路、復興支援道路の整備に着手しており、三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路等が加速的に整備されます。このことから、市としても、これらに接続する市道の整備を進め、復興のスピードを高めてまいります。

また、ＪＲ山田線宮古・釜石間及び三陸鉄道の早期復旧に向けた取り組みとともに、一昨年の土砂崩壊災害事故以来、運休が続くＪＲ岩泉線の早期の全線復旧に向けて取り組んでまいります。

東日本大震災を経験した私たちは歴史の証人となりました。否が応でもその体験を次の世代に伝える役割を背負いました。風化させてはなりません。その記憶を教訓として残し、伝えていかなければなりません。

多くの市民の生命と財産を奪った震災と津波の恐ろしさを後世に伝え、震災の記憶を風化させないため、震災記録の作成とメモリアルパーク等の整備に取り組んでまいります。

なお、現在策定中の「復興計画の推進計画」及び「地区復興まちづくり計画」につきましては、改めて議員各位並びに市民の皆様にご説明申し上げる所存でございます。

2) 総合計画

(三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成)

次に、総合計画における「三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成」につきましては、産業・経済・文化の基盤である道路の都市間高速交通ネットワークの整備を推進し、都市間到達時間の短縮による物流機能の向上や交流人口の拡大を図るとともに、市民生活の安全と利便性を基本とする市内道路交通網の形成及び公共交通機関の確保など総合交通体系の整備を図ってまいります。

特に、復興道路並びに復興支援道路の事業支援とともに、立丸峠のトンネル化を含めた国道340号の整備促進、主要地方道・重茂半島線のルート変更について要望してまいります。

また、市道北部環状線は三陸沿岸道路への接続を考慮し事業を推進するとともに、市内幹線道路、生活関連道路の改良工事を引き続き実施してまいります。

市内バス路線と川井地域バスは、その利用促進を図りながら、復興後の新しいまちづくりに合わせた公共交通のあり方の検討を行い、持続可能な公共交通体系の構築に向けて取り組んでまいります。

(活力に満ちた産業振興都市づくり)

次に、「活力に満ちた産業振興都市づくり」につきましては、農林水産業、工業、商業、サービス業、観光業において、これまで集積されてきた資源を復興させ、主要な産業である農林水産業と他の各産業が地域内で結びついた高付加価値型産業が躍動する都市づくりを進めてまいります。

また、港湾については各種補助制度を生かしたポートセールスを行いながら、貨物の集荷に努めてまいります。

さらに、各産業と連携した地場産業など総合的な雇用対策を促進し、若者の定着を図るとともに、社会情勢や企業ニーズに即した施策を展開するなど、就業の安定と労働環境の整備を図ってまいります。

本年は、4月から6月にかけて「いわてデスティネーションキャンペーン」が開催されることから、関係団体と連携し、期間中のイベント開催や二次交通の整備を進め、受入体制を整えてまいります。

また、ジオパークや食と連携した新たな観光資源の創出に取り組んでまいります。

(安全で快適な生活環境づくり)

次に、「安全で快適な生活環境づくり」につきましては、東日本大震災における経験を踏まえ、多様化する災害や事故に対応する消防・防災体制の充実強化を図るとともに、交通事故や犯罪の防止による安全な市民生活の確保を図り、上水道の整備など環境衛生の充実と併せ、快適な生活環境づくりを進めてまいります。

防災対策につきましては、地域防災計画を見直すほか、小中学校に緊急地震速報システムを整備するとともに、放送体制を統一するため、川井地区の防災行政無線のデジタル化に向けた調査等を行うなど、情報伝達手段の充実を進めてまいります。

消防団につきましては、活動マニュアルの見直しや消防団員協力事業所表示制度を導入し、団員の安全確保と活動環境の向上を図ってまいります。

東京電力原子力発電所事故に伴う放射性物質汚染対策につきましては、市内各地における空間放射線量を定期的に測定し情報提供するとともに、農林水産物の検査を実施し、市民生活における安心安全に万全を期してまいります。

(健康でふれあいのある地域づくり)

次に、「健康でふれあいのある地域づくり」につきましては、共に支え合う地域社会の中で、急速に進む少子高齢化に対応した保健・医療・福祉などの必要なサービスが必要な時に受けられる仕組みづくりを進めるとともに、従来からの歯科保健事業をさらに充実させ、乳幼児から高齢者までの総合的な歯科口腔保健事業を推進いたします。

また、新たに策定する「いきいきシルバーライフプラン 2012」、「障がい者福祉計画第3期計画」などに基づき、すべての人が生涯にわたって健康でふれあいのある生活を送ることができる地域づくりを進めてまいります。

(交流と連携による地域づくり)

次に、「交流と連携による地域づくり」につきましては、地域の活性化と地域課題の解決に向けて、市民及び市民活動団体等が相互理解を深めるとともに、目的を共有し、対等な立場で連携及び協力するなど、それぞれが自主性及び自立性を尊重できるまちづくりを推進いたします。

また、まちづくりの主体である地域自治組織や市民活動団体を対象にした補助制度により、市民と行政が協働で行う提案事業を引き続き実施してまいります。

さらに、他の自治体などとの交流及び連携を推進し、各地域が持つ資源の相互利用や情報発信などに努めてまいります。

(個性を生かし未来を拓くひとづくり)

次に、「個性を生かし未来を拓くひとづくり」につきましては、誰もがその個性を伸ばしながら学び続けることができる生涯学習環境を整備するとともに、社会を生き抜くための生きる力を育む学校教育の充実を図ってまいります。

この詳細につきましては、後ほど「宮古市教育行政方針」で教育委員長から説明いたします。

(新しいまちにふさわしい行財政運営の推進)

次に、「新しいまちにふさわしい行財政運営の推進」につきましては、市民主権、市民自治のさらなる発展のために、自治基本条例に基づく参画と協働のまちづくりを進めるとともに、市町村合併の効果を最大限に発揮しながら、市民にとって満足度が高く、質の高い行政サービスを将来にわたって提供できるよう効率的で公正・透明性の高い開かれた行財政運営を推進してまいります。

4 むすびに

以上、平成24年度宮古市経営方針について述べさせていただきました。

経済成長社会から成熟した低成長の社会へ移行するとともに、人口減少を伴う少子高齢化社会へと時代が大きく転換する中、社会経済のあり方が変化するとともに、私たちの生活のかたちも多様化しております。

こうした中で、私たち自身の創意工夫により、自らの判断と責任をもって、まちづくりに取り組んでいくことが重要であります。

3月には復興計画の具体的な事業を盛り込む推進計画を策定するとともに、被災した地区の復興まちづくり計画を作成してまいります。それぞれの計画に基づき、24年度はスピード感を持って事業実施に取り組んでまいります。

被災者の方々には、一日も早く明るい未来が見えるように、安定した生活が取り戻せるように、復興事業を確実に実行してまいります。

私は、宮古市のあるべき姿として「安定した仕事を持って、子どもを幸せに育てられるまち」を掲げております。この実現のため、そして復興を成し遂げるため、まさに選択と集中の基本原則の下、総合計画、復興計画を着実に実行し、沿岸の「中心都市としてのまちづくり」に全力で取り組んでまいります。

「宮古市は必ずや復興いたします。」この言葉を合言葉に、市民の皆さんとともに復興に邁進していく所存でございます。

今議会には、平成24年度当初予算案とともに、関係議案等、いずれも宮古市の経営上重要な案件を提出しておりますので、よろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。経営方針の説明といたします。